地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途

社会保障の安定財源を確保するため、平成２６年４月１日から消費税及び地方消費税の税率が８％に引き上げられました。地方消費税交付金の増収分については、社会保障４経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てることとされています。

令和元年度予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途は、つぎのとおりです。

（単位：千円）

区分				令和元年度予算額
事業費	社会福祉	生活保護扶助事業		850,000
事業費	社会福祉	高齢者福祉事業		33,490
事業費	社会福祉	障害者福祉事業		1,039,405
事業費	社会福祉	児童福祉事業		2,424,034
事業費	社会福祉	母子福祉事業		258,198
事業費	社会福祉	小計	A	4,605,127
事業費	社会保険	介護保険事業		481,659
事業費	社会保険	国民健康保険事業		268,938
事業費	社会保険	後期高齢者医療保険事業		609,719
事業費	社会保険	小計	B	1,360,316
事業費	保健衛生	地域医療事業		20,969
事業費	保健衛生	疾病予防対策事業		151,038
事業費	保健衛生	健康診査事業		38,243
事業費	保健衛生	小計	C	210,250
事業費		合計（Ａ＋Ｂ＋Ｃ）	D	6,175,693
Dの財源内訳		地方債	E	0
Dの財源内訳		国・県支出金	F	3,369,286
Dの財源内訳		その他	G	213,688
Dの財源内訳		地方消費税交付金（社会保障財源化分）	H	390,510
Dの財源内訳		一般財源 Ｄ－（Ｅ＋Ｆ＋Ｇ＋Ｈ）	I	2,202,209
Dの財源内訳		合計		6,175,693
充当割合 $\frac{H}{H+I}$ ×１００（%）			J	15.1%